

発達保障をめぐる課題 2013 目次

はじめに～見えないものを見つめる目を	7
1. 現代の子育ての困難を見つめる	8
(1) 赤ちゃん「おめでとう！」の意味	8
(2) 母親指数の低さと子ども指数の高さ	8
(3) 子育てに見る光と影	9
(4) 家族的責任が果たしうるような基盤整備の責任	10
2. 制度に隠されている意図を見つめるー保育制度改革と公的責任ー	11
(1) 子ども・子育て新システムの肝	11
(2) 子ども子育て関連法案における課題	12
(3) どこに依拠して、保育制度を展望すべきなのか	13
(4) 福島から発信される保育士の思い	13
3. おとなの暮らしにくさを見つめる	14
(1) 日本の労働者の働き方の変化	14
(2) Aさんの息子の場合は	15
(3) 働き方が変化した背景	15
(4) 働き方の変化は何を目的としたか	16
4. 国民の願いが変わったから政権が変わったのか？	16
(1) 総選挙の結果をどう見るのか	17
(2) 私たちにむけられた課題	18
(3) 今後のわが国の運動を考える	19
5. 生まれてきてよかったと思える安心をつくる, 生きる展望をつくる実践のために	20
(1) 「生まれながらの格差」の解消 ——「しあわせを生み出す社会につくりかえる責任」として	20
(2) お互いを人として尊重することを前提とする ——職員集団や若い家族とむきあう中で	21
(3) その人をまるごと受けとめる, 思いやること	23
(4) 「社会を変える」ということ	25

発達保障をめぐる課題 2013

はじめに～見えないものを見つめる目を

「夜明け前の子どもたち」という重症心身障害児（以下重症児と略）の療育記録映画がある。重症児施設びわこ学園における療育活動を記録した1968年（昭和43年）の映画である。この映画は、今でも福祉、保育や教育、療育の関係者にみられている。映画のシーンで、ことばを持たない「ねたきり」の無表情な重症児の両手をとって、職員がいっしょにリズムを刻んでいる場面がある。保育者が顔を見つめて、歌をうたいながら揺らしている。しばらくして、その子どもの表情に変化が生まれる。少し笑っているように見える。表情を変えたことのない彼の表情が変化したのだ。あちこちから職員が集まり黒山の人だかりができた。



シモちゃん(映画『夜明け前の子どもたち』より)

た。映画のナレーションが次のように入る。「シモちゃんが笑った。先生たちも、私たちもとても嬉しかった。姿勢をかえ、体全体をゆさぶる試みを続け、そして末端の手の先に与えたリズムが体全体のエネルギーをほころびさせ、花をひらかせた。笑顔と見るのは、もしかしたら間違いかもしれない。だが、先生たちに笑顔は確かに貯えられた。私たちにはそれがすばらしかった」と。ことばも持たない重症児の笑顔によって、黒だかりの職員たちに笑顔が生まれた。当時の貧しい療育条件と厳しい労働条件の中にあっても、みんなで願いを育てていく営みが、目の前の子どもたちと自分たちの笑顔

を貯え、そしてそれが希望の光になっていた。

赤ちゃんの笑顔をもたそうである。まわりの人をどんどん笑顔にさせていく。人を喜ばせたり、うれしくさせたり、心を温かくさせたり、ことばはなくても関係が繋がったりする。笑顔を返してくれることでしあわせな気持ちになる、夢や希望に導く、思いをよせることで結晶化していく笑顔とでもいえるかもしれない。

シモちゃんと赤ちゃんに共通するのは、いずれもことばを持たないのに相手の笑顔を生み出すということである。ことばを持たないから、むきあう人は相手の気持ちや思いに心をよせ「見えないものを見ようとする」ことを通して笑顔にであうことになる。そして、笑顔にであうことでしあわせな気持ちになれる。言葉のない乳幼児が泣いたり笑ったりする、あるいはジェスチャーで要求を表現し「意見表明」をする。それに耳を傾け、振り返り、そしてきちんと応える、そういう人間関係をつ



生後 50 日目の赤ちゃん

くることが「意見表明権」を行使したともいえる。「見えないものを見ようとする」ことをもって応答する。そのプロセスにおいて、人間関係に「民主主義」が確立されていくともいえるのかもしれない。

今回、人間発達研究所の講座のあたらしいシリーズ「ひととしていきる」が乳児期から幕を開けるにあたって、「ひととしていきる」発達保障をめぐる今日的課題について、今回は「見えないものを見ようとする」ことと「民主主義」ということを手がかり

にして、次のような点で見つめなおすことから基調報告していくこととしたい。

ひとつは子育ての中の見えないものを見つめて、ふたつめは、制度に隠されている見えないものを見つめて、みつめはおと

なの暮らしにくさを見つめてみたい。その上で、ねがいと政治の関係がどうなっているのかということや、ねがいを「かたち」にしていく上での留意点や「社会を変えるには」何が必要なのか考えてみたい。

「青いお空の底ふかく、海の小石のそのやうに、夜がくるまで沈んでる、昼のお星は眼にみえぬ。

見えぬけれどもあるんだよ、見えぬものでもあるんだよ」（金子みすゞ「星とタンポポ」より）
だからこそ、

「心で見なくちゃ、ものごとはよく見えないってことさ。かんじんなことは、目に見えないんだよ」（サン＝テグジュペリ「星の王子様」より）

さあ、みていきましょう。

1. 現代の子育ての困難を見つめる

(1) 赤ちゃん「おめでとう！」の意味

赤ちゃんは生まれる

それは巨大な可能性を私たちにもたらししてくれる。1970年代以降、日本は平均余命が飛躍的に伸びた。それは新生児死亡・乳児死亡が飛躍的に低下したことも大きな要因だ。出生とは、赤ちゃんという存在に内在しているこうした潜在的な可能性が私たちに届けられるということ。それは単に余命だけではなく、その人生の途上で生起するであろう生きる糧を生み出す生業の足跡、夢や希望、つまり人間が人生の間に生み出すであろう潜在的な可能性のすべてを私たち社会にもたらし付けている。だから、生まれてきた赤ちゃんに「おめでとう！」と声をかけているように見える私たちは、じつをいうと、わたし自身にむかってでもそう声をかけているのだ。

(2) 母親指数の低さと子ども指数の高さ

しかし、その潜在的可能性が、いたるところで踏みにじられている。

子ども支援の国際 NGO であるセーブ・ザ・チルドレンは、母の日を機に母親に注

目することで、子どもについて考えるきっかけを作るため、毎年「母の日レポート (State of the World's Mothers)」で世界 165 か国の母親を取り巻く状況と子どもの状態を総合的に考察し、「母親になるのにベストな国ランキング」(母親指標 *Mother's Index*) を公表している。この母親指標は、女性指標 (*Women's Index*) と子ども指標 (*Children's Index*) のデータをもとに順位が出され、今年で 13 回目になる。

*1 「母親指標」

1. 産婦死亡のリスク
2. 現代的避妊手法の使用率
3. 訓練を受けた医療従事者の立会いの元での出産
4. 女性の平均余命
5. 女性の正規教育期間
6. 男女間の給与所得の比率
7. 産休・育休制度
8. 国政レベルでの政治への参加
9. 5歳未満の子どもの死亡率
10. 5歳未満の子どもの栄養不良児率
11. 就学前教育就学率
12. 初等教育就学率
13. 初等教育就学の男女比

- 14. 中等教育就学率
- 15. 安全な水の利用率

*2 「女性指標」は、母親指標の 1～8 を中心に比較している。

*3 「子ども指標」は、主に母親指標の 9～15 を中心に比較している。

母親指数は、1 位はノルウェー、2 位アイスランド、3 位はスウェーデン、日本は 30 位だった。

日本は、2006 年には 14 位であったのが、2007 年以降世界で 30 位前後である（2005 年 14 位、2006 年 12 位、2007 年 29 位、2008 年 31 位、2009 年 34 位、2010 年 32 位、2011 年 28 位）。日本は、1 位のノルウェーとは大きく差がついている状況で、ますます女性を大事にしない国となっている。特に、働く母親へのサポート体制の違いが顕著だ。ノルウェーでは産休が最大 46 週間まで取得できるのに対し、日本はわずか 14 週間しか取得できない。産休取得中の給与支給額においてはノルウェーが最大 100% なのに対し、日本は 67%。また、国会議員における女性の割合においても、ノルウェーは約 4 割なのに対し、日本はノルウェーの 3 分の 1 にも達していない。

【表 1 2012 年母親になるのに最も適した国】

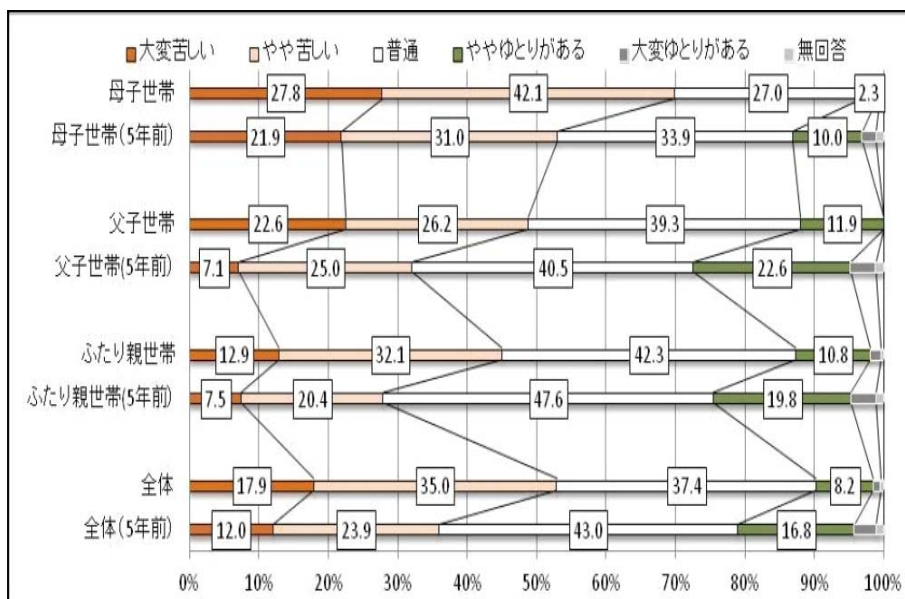
母親指標（総合）	
1	ノルウェー
2	アイスランド
3	スウェーデン
4	ニュージーランド
5	デンマーク
30	日本

女性指標	
1	ノルウェー
2	ニュージーランド
3	オーストラリア
4	デンマーク
5	アイスランド
36	日本

子ども指標	
1	アイスランド
2	スウェーデン
3	日本
4	オーストリア
5	イタリア

その一方で、子ども指標ではどうか。日本は、5 歳未満の子どもの死亡率の低さ、義務教育への就学率の高さにより 3 位にランクインしている。

日本は、子ども指数は上位にありながらも、母親指数が 30 位前後に低迷しているというズレが生じている。ここに目をむける必要がある。子どもをめぐる死亡率や義務教育を受けている率はよくなったが、母親をめぐる状態はつねにきゅうきゅうとしている。つまり、このズレこそが「子育て」の困難さだといえるのではないだろうか。



(3) 子育てに見る光と影

2011 年に末子が 18 歳未満のふたり親世帯またはひとり親世帯（全国）に行った労働政策研究・研修機構による「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」によれば、生活ぶ

りについて「大変苦しい」「やや苦しい」と答えた世帯の割合は、「ふたり親世帯」で45.0%、「父子世帯」で48.8%、「母子世帯」で69.9%だった。5年前の調査ではそれぞれ27.9%、32.1%、52.9%で、いずれも生活が苦しいと感じている割合が増えていることがわかる。また、「過去の1年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料または衣料を買えないこと」の有無については、「ふたり親世帯」の7.5%、「父子世帯」の9.5%、「母子世帯」の15.3%が「よく」または「ときどき」食料を買えず、同9.7%、9.6%、21.2%が同じく衣料を買えなかったと答えた。つまり、生活そのものは苦しくなっているのも事実なのである。

ベネッセが行った調査でも同様のことが伺える。株式会社ベネッセコーポレーションの社内シンクタンク「ベネッセ次世代育成研究所」では、はじめての子どもを持つ夫婦の子育て意識・環境はどのように変化したかを明らかにするために、2006年の調査に続き、2011年11月、妊娠期・0歳・1歳・2歳の第1子を持つ妻と夫に対して調査を行った。調査では、この5年間の、父親の育児・家事参加の促進や、保育・託児の場所の増設など行政による子育て支援策、その他、子育てを取り巻く環境変化の影響がどのような結果になっているか、また、今後に向けての課題は何であるかなどを分析している。主な調査結果は次のように出た。

- 1) 夫の出産立ち会い、育児・家事の頻度は上昇、「子どもと父親の楽しい時間」も増加
- 2) 定期的な託児の利用は1, 2歳で特に増加、保育への信頼も上昇
- 3) 夫婦とも、妊娠・子育ての時期を通して、子育ての情報収集はネットの使用が増加

4) 夫婦とも、地域での子どもを通じたつきあいの人数は減少

5) 夫婦とも、生活満足度は上昇

一見すれば、この5年間で、生活に対する満足度は夫婦ともに上昇し、特に子育て環境についての満足度は高くなっている。背景としては、政府の子育て支援策をはじめとして地域の子育て支援が徐々に整備されてきていることが考えられる。また、夫の家事育児へのかかわりや立ち会い出産率は増加しており、自らの子育てへの取り組みが、父親自身の子育て肯定感を高めていることにつながっている様子が見える。

これは、子育て困難といわれたところから抜け出しかけていると喜べる傾向なのかどうか？

他の項目を見てみると、育児情報源のツールは大きく変化し、育児書や新聞などの紙媒体から、タイムリーかつ双方向のインターネットや携帯サイト・配信サービスに移行する傾向が見られる。だからか、このような子育て環境変化の中で、親たちが地域での自然なつきあいに会う機会が減少している。親たちにとっては、自然なつきあいの中で子育てに必要な力を育むことが難しくなっているといえるだろう。子どもが小さいほど、また母親の年齢が若いほど、子どもを通じた付き合いの人数は少ない傾向にあり、今後なお一層の社会の支援の在り方が検討される必要があるところではないかと思われる。つまり、本質的なことは何も変わっていないのである。

(4) 家族的責任が果たしうるような基盤整備の責任

子育ても満足度という点では上がってきてはいるものの、親がひとりで抱え込んでしまう「個育て」「孤育て」になりやすいし、生活自体は苦しい。表面的には、子育て

て困難といわれたところから抜け出しかけているところはあるながらも、その本質的なところでは貧しさは以前継続していると見ていいだろう。これらのことはとてもつらいことで、この間の子殺しの事件がそれを物語っている。だから「co 育て」、つまり親だけでなく地域のひと、おじいちゃんおばあちゃん、まだ親になっていない若者も巻き込んでみんなで協力して子育てしていく、子どももおとなもパートナーとして子育てに向き合っていくと、親が抱え込む重さがずいぶん減って、子育てそのものに対する不安も軽くなり、楽しくなるのではないだろうか。

1981年にILO（国際労働機関）総会で採択された家族的責任条約（ILO156号条約）がある（p94参照）。この条約は、家族的責任をもつ労働者が、男女を問わず差別されることなく働けることと、家庭生活と職業生活の調和が図られるようにしてい

く責任が国にあることを唱えている。日本も1995年にこれを批准している。家族的責任があるから、家族で責任をとりなさいということではない。家族には家族的責任を行使する権利があるということである。今の時代においては、家族が安心して子育てが行えるようになることは子どもの制度の充実だけではなく、見てきたようにまさに家族として子育ても含めた発展ができる社会であることが重要なのである。いわゆるベースのところでの暮らしそのものが不安定であることの改善も含めた、家族的責任を行使する権利を果たしうるような基盤をまず整備するという国や社会の責任が問われているのであって、このあたりをもっともっと重要視する必要がある。このことは4でふれることにして、ではいま、その子育てをめぐる制度はどうなってきたのか、次に見てみよう。

2. 制度に隠されている意図を見つめる－保育制度改革と公的責任－

2012年8月10日に、民主、自民、公明の三党合意によって、子ども・子育て（新システム）関連法案が成立した（p100参照）。本格的な施行は2015年10月（消費税増税の本格実施）以降とされている。この間の保育制度改革の議論から新システムがどのような内容なのかを整理する。また、公立保育所の民営化と社会福祉法人などの非営利法人以外の事業者の参入を認める市場化が進められてきたが、そのことがどのような影響をあたえるかをみていきたい。

(1) 子ども・子育て新システムの肝

新システムは「待機児童の解消」などを名目として法案作りがすすめられてきた。

そもそも、子ども・子育て新システムの議論の中で何が問題とされてきたのかを、現物給付から現金給付への移行、企業の参入と補助金の使途制限の撤廃という視点に絞って振り返っておきたい。

政府は、2010年4月27日に「子ども・子育て新システムの基本方向」を決定し、2010年6月25日に「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」を決定した。この制度要綱に基づいて新システムの法案はつくられてきた。

この法律の肝は「現物給付」から「現金給付」への転換にあるといわれている。現物給付から現金給付への転換は事業所補助方式から利用者補助方式への転換であり、

それが保育の市場化と保育の公的責任の後退につながるものが危惧されている。

これまで保育の実施義務は国や自治体が担っており、「保育に欠ける子ども」を対象に保育所において保育を実施しなければならなかった。そのため、国・自治体は公立や民間委託された社会福祉法人などの認可保育所に対して補助金を出し、保育を公的責任において行っていた(現物給付原則)。この場合、利用者は保育料を自治体に支払い、自治体が公立・私立保育所に保育所運営費を出し、保育を実施するという流れであった(事業所補助方式)。この現物給付が現金給付に変わると、利用者と保育所が直接契約する方式になり、利用者は直接保育所に保育料を支払い、自治体は保育所利用にかかる費用の一部を保護者に支給する形式(利用者補助方式)になる(実際は自治体が保護者に支給する補助金を保育所に支払う代理受領になる)。

事業所補助方式から利用者補助方式に変わると、自治体による保育の実施義務はなくなり、利用者と保育所間での直接契約となる。自治体の責任と役割は保育所の斡旋と仲介、利用者の保育の必要性・必要量を認定することに留まり、利用者はその認定に基づいて自己の責任において保育所を自分で探し契約しなければならなくなる。

このような現金給付⇒利用者補助方式⇒直接契約・自己責任という流れの中で、保育の事業主体がこれまで国・自治体や社会福祉法人、学校法人などの非営利組織に限られていたのが、営利を目的とする企業にも認可されるようになる。保育料自体は応能負担とされているが、上乗せ徴収は可能であるので、企業は儲けをだすために保育サービスを売ることが可能となる。

営利企業の参入にあたっては、使途制限が見直されることとなっている。使途制限とは補助金の使用目的を保育に制限するも

のである。本来、国・自治体から出る補助金は、保育に対する補助金であるから、当然保育目的に使用されるべきである。しかし、新システムでは使途制限が撤廃される。それは、事業者が保育料として得た収入を保育目的に使用することが保障されないということである。このことで、株式の配当等に使用することも可能となり、子どもの発達を保障する目的の費用が別の目的に使用される恐れがある。

以上に述べてきたように、現物給付から現金給付への転換がもたらす保育の市場化と保育の公的責任の後退の問題が新システムの問題点として挙げられている。また、保育の必要量が認定されることにより、それぞれの子どもの異なる保育の上限が設定されるため、子どもの集団づくりや発達が保障されるのかという懸念や、「正当な理由」がある場合を除いて事業者には応諾義務が課せられるとはいうものの、障害がある子どもなど特別な保育ニーズのある子ども・保護者が契約を結べるのかという不安も出されている。

(2) 子ども子育て関連法案における課題

今回の子ども子育て関連法案の成立では実際に以下のことが課題とされている。

全国保育団体連絡会(2012)によると、保育の実施義務については修正児童福祉法24条1項に市町村の責任を明記しており、「保育の必要性が認定された」子どもであれば、従来どおり市町村の責任によって現物給付するという規定となった。しかし、同2項には利用者と事業者が直接契約を結び、市町村は環境を整えるという規定がされている。ここでは契約を結べるかは利用者と事業者の自己責任であり、市町村は保育の実施に責任を負わない。私立保育所は従来どおりの市町村が保育の実施義務を負うが、それ以外の保育施設は利用者と事業

所の直接契約となる。原則として、市町村は保育の実施義務を負わず、保育の必要性の認定と利用支援のための調整や斡旋の役割に留まることになった。この1項と2項の複雑な関係により、公的責任が曖昧にされた。

24条1項に公的責任を明記したことはこれまで新システムに反対してきた保育関係者の運動によるものであるが、新システムの基本は2項による「現金給付」方式を原則に組み立てられている。保育所には企業による参入が認められた。直接契約により、事業所に入る補助金には使途制限がなく、公費が保育の目的以外に使われる可能性が出てきた。さらに保育所以外の事業(子ども園や小規模保育所など)の多元化により、それらの新たな事業は現行保育所の基準に必ずしも従わなくてもよい参酌基準とするものが大半である。これによって、これまで低いといわれていた現行の保育所の最低基準よりも低い基準で保育が行なわれる危険性が出てくることになった。

関連法案はいくつかの項目が反対運動により修正を余儀なくされたが、骨格部分では指摘されていた問題点は変わっていない。保育の公的責任が後退し、保育の市場化とそれに伴う企業の参入・使途制限の撤廃、最低基準の緩和など子ども・保護者のための保育が利益のための手段とされる可能性があることは看過できない。さらに、今回の関連法案の中には、妊婦健診が地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている。高齢福祉、障害福祉、児童福祉とみちすじをつけられてきた一連の流れが、母子の健康を守る公衆衛生・保健分野に持ち込まれることがないのか危惧される。

(3) どこに依拠して、保育制度を展望すべきなのか

どこに依拠して、保育制度を展望すべきなのか。それは、保育を享受する子ども・保護者であり、それを支える保育士などの関係者の姿から出発することである。保育面積の基準にしても、保育士の配置基準にしても、子どもの保育のためにどのくらいの最低基準が必要で、それを保障するためにはどれほどの予算が必要かを設定することである。そして、その基準を保障するために保育にのみ使用できる費用を規定すべきである。その基準を設定し、実施する義務を国や自治体が負うことを求めていくことが必要である。実際に、児童福祉法改正に伴い、保育施設を含む児童福祉施設の運営・設置基準について国基準を上回る独自基準を設定する自治体も出てきている。京都市では、乳児3対1、1・2歳児5対1、3歳児15対1、4歳児20対1、5歳児25対1の保育士配置基準や保育面積基準が条例化された。また、独自の上乗せ基準や補助金制度などを設定する自治体もある。これらの動きのように、保育のために必要な基準を設定し、それを保障させることを再び公的責任として位置付けること。そのことが、保育が商品としてではなく、権利として認められることにつながっていく。

子ども・子育て関連法案が成立したことにより、社会福祉法人以外の新たな事業者が保育に参入できるようになった。新たな事業者とも保育のために必要な基準は何かを明らかにし、それにもとづいて地域全体としての共通の認識をつくり、対立する相手ではなく、共に子どもの発達を保障する保育制度をつくっていく仲間としてつながっていくことも可能ではないだろうか。

(4) 福島から発信される保育士の思い

福島で保育士さんの話を聞く機会があった。震災当時から原発事故、現在の状態になるまでのお話だった。原発事故、放射能

の被害によって保育の内容を変えたり、除染等の仕事が増えたりしたこと、保育所や家庭での様々な葛藤や困難なかで保育士の仕事をして、生活をされていることがみえてきた。保育の内容は、放射能を常に気にしたものとなり、外遊びや自然に触れること、プールなどがほとんどできない時期があったという。それでも、子ども・親、保育士のそれぞれの不安や思いも出し何度も話し合いながら、除染や計測を繰り返して、外に出る事ができる時間を設定したりしている。現在は、外で遊べないことで運動や身体をつくることが課題となっており、室内でできる遊びを保育所間や保育士間で研修や交流会をもって実践している。

震災や原発事故という大きな困難な中でも仕事を続けている上で支えや励みになっていることとして、職員同士の支えあいや全国からの支援も励みになったという。厳しい中でも保育をどうしていったらよいかという点で親や保育士と話し合い、その実践を他の保育所・県の保育士に聞いてもらうことで仕事に向き合えたのだろう。そして、子どもの姿にも支えられている。「限られた保育の中でも、子どもたちが、見てきたものをブロックで再現したり、自分たちで工夫して遊びをひろげてくれる子どもたちの姿に励まされた」「変わらず子ども

たちが保育所に来ているということは、私も頑張らなきゃならないんだな、とは思った。あまり考えたことはないけど、やっぱり好きでこの職種になったので」

原発事故・放射能は保育の実践にたいして大きな障害を負わせた。福島の保育所では現在でも放射能の被害のもとで苦難と葛藤を抱えている。保育士自身も家庭があり、子どもがいて、福島でこのまま生活することが本当にいいのかという悩みを持っている。それでも、保育士をはじめ学童指導員や調理士などの子どもに関わる専門職は、困難な限られた条件の中でも子どもに合わせた室内で運動ができる工夫や砂遊びなどの実践に取り組んでいる。その実践を自らの保育所や保育士だけでなく、他の保育所や保育士、親と協同しながらつくり広げている。そこには、条件が厳しくて、色んな揺らぎがあっても、子どもへの保育をどうするかという子どもの要求に応じていこうとする保育士などの職員と親の姿があった。そこを支えたのは職員仲間、親、全国の支援、子どもであった。福島での保育の実践とそこで暮らす人たちの生活と発達を保障するための努力が続けられている。

こうした福島での子ども・親や保育士の姿をとおしてそれを支えるための法の整備と公的な責任が強く求められている。

3. おとなの暮らしにくさを見つめる

子育ての困難、いじめ、子どもが暮らしにくくなっている。そういうときに、なぜおとなはもっとしっかり子育てをしないのか、という声が出る。それももっともだ。しかし、実は、おとなが暮らしにくくなっているのも事実だ。今の日本は、子育てするおとながすっかり疲れてしまっている。

家族的責任を行使する権利が執行できるその基盤を整えるということはどういうことなのかについて考えてみよう。

(1) 日本の労働者の働き方の変化

Aさんは、昨年定年退職を迎えた。1970年代半ばに大学を卒業し、関西のある福祉職場に就職した。職員は、一部の専門職以

外は全て正職員だった。利用者の衣類の洗濯を担当する職員も厨房の職員も「家政員」と呼ばれた清掃などを担当する職員もみな正職員だった。

今、同じ職場で、そうした職種で正職員はごく少ない。福祉職場で半分が「嘱託職員」「臨時職員」「短時間職員」といったところも珍しくはなくなった。行政の福祉担当者とその話をすると、行政の福祉課の職員も正職員は半分しかいないという。1990年代以降、日本の労働者のありようはすっかり変わってしまったかのようにみえる。2008年秋、「年越し派遣村」が大きく報道された。この年、大企業が30万人近い労働者の「派遣切り」で雇用を失い、そして住居まで失った。

(2) Aさんの息子の場合は

Aさんの長男Bさんは、1990年代前半、高校卒業とともに就職した。結婚しアパートで二人暮らしを始めた。第1子が生まれた。会社は残業続きだった。帰宅が深夜に及ぶこともまれではなかった。そういう場合でも朝は普通に出勤していった。もともと、Bさんは、出世したいとか高収入を得ようという考えはなかった。むしろ、それなりに働いて家族を養えればそれでよい、という気持ちが強かった。しかし、いざ子どもが産まれて夫婦と子どもの3人の暮らしになると困ったことが起きた。それは、仕事を終えて家に帰っても子どもと遊ぶことはおろか、風呂も一緒に入ってやれないことだった。やがて、彼は退職を決意する。次の仕事を選ぶ基準は、夜遅くならいうちに帰宅できるということだった。

次の会社も、夕方、普通に帰れたのは最初の1年位だった。すぐに、別の仕事を与えられ、帰りはまたもや、深夜になった。最初の会社も、次の会社も給料が高いというわけではない。残業手当が付いて、やっ

と3人生活できる程度の給料だった。Bさんも長時間労働で大変だったと思うが、アパートで子どもの世話をする妻も相当苦勞が多かったのではないかと思う。

ある意味で、労働はいつもきびしいが、今日の働き方はそれらとまた違った厳しさを持っているようにみえる。

(3) 働き方が変化した背景

ここ数十年の流れを追ってみると

1968年 最低賃金法改正（業者間協定方式を廃止し、労働協約に基づくものと行政官庁が決定するものとの二方式に）。最低賃金はなぜ生活保護単価より安いか？主として短時間労働者の賃金の評価にかかっている。つまり、日本の短時間労働者の賃金は、いわば、主婦層の年額103万円を割り戻した時間給700円によりかかっている。

1970年代 日本労働者の90%以上は正社員。ただし、この時期、主婦層を中心にパートタイム労働が広がった。

1980年 厚生省は3/4以下の労働時間の労働者には社会保険に加入させる必要がないとした文書を出した（通知でもない各都道府県保険課長宛の「内翰」）。これ以降、社会保険の130万円、所得税の103万円と130万円が主婦の短時間労働者の多くの目安となっている）

1980年代以降 フルタイムの正規雇用が増えていく。

1985年 労働者派遣法制定。間接雇用が認められることになった。男女雇用機会均等法制定。今から思えば、反対運動が弱かった。

1986年 労働者派遣法施行⇒女性労働者の派遣社員化。当初は「専門性が

ある業務」という説明だったが、事務用機器操作、ファイリングまでもが対象となった。経営者側が込めた狙いの一つは労働組合の弱体化でもあった。労働者の分断。

1990年代に入って財界は「人員が過剰である」と主張。

1995年 日経連「新時代の『日本的経営』」発表。「雇用三分化」、つまり、「長期蓄積能力活用型」＝管理、総合、「高度専門能力活用型」＝営業、企画、研究、「雇用柔軟型」＝一般、技能、販売の三つに分け後二者は派遣や有期雇用で。

1999年 労働者派遣法改正⇒建設、製造等以外はほぼ解禁。

2004年 製造業務も派遣が可能に。

(4) 働き方の変化は何を目的としたか

このように、日本の労働のありようは変化してきた。その結果、いくつもの問題が起きてきた。

①まず、日本全体の富の分配が著しく労働者に少なくなったということ。つまり、昨年の基調報告でも紹介したが、この10年で労働者の賃金総額は17兆円少なくなった。一方で、資本金10億円以上の企業の経常利益は17兆円増えた。

したがって、まずは、①原則として「期限付き」の形態をやめること、そして、②同一価値労働同一賃金を守ることが求められる。

それは可能なのだろうか？例えば、自民

党などは最低賃金が上がると企業が海外に出て行くという。だがそれは、最低賃金の問題ではない。

また、最低賃金を引き上げると中小業者はつぶれる、とも言う。そこには、賃金と同じような問題が、つまり中小企業から大企業への理不尽な富の移動がある。つまり、大企業は下請け企業をたたきすぎているのだ。それは、自由にさせることでは解決しない。そこにはおのずとルールが必要だ。それは、敷延して、競争入札制度は本当に正しいのか、という問題提起につながる。今日、注目されている公契約条例を求める運動の意味は大きいように思える。行政も仕事を委託する際に競争入札を実施するが、その単価は契約ごとに引き下げられる、ということが通常である。そうすると、受託業者は労働者の賃金を引き下げかねない。(障害者が通う場である「福祉作業所」などでも、行政からの委託料が減って、そのため利用者の賃金を下げざるをえないという事態がある。)それを防ぐために、例えば「公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより…」といった条例をつくるというものだ。民間会社どうしの取引であってもやはりルールが必要なのだ。

ひとは人間らしい(収入も含めて)働き方があって、はじめて人間らしい暮らしが成り立つ。その条件の大事な一つは、まちががなく、賃金と労働時間などの労働条件とを適切な水準にすることだ。

4. 国民の願いが変わったから政権が変わったのか？

人間らしい暮らしがしたいというようなねがいは、政治となってどう反映している

のだろうか。

昨年暮れの総選挙は、これからの国民的

課題をいろいろな意味で浮かび上がらせる歴史的な結果となった。

2009年の前回選挙では、長期にわたった自民党政治にノーを宣告し、民主党を中心とする政権が誕生するという歴史的結果となったが、今回、国民は民主党ノーを突きつけ、自民党が大勝するという対照的な結果となった。

これによって、自民党は単独過半数を占め、公明党の31議席と合わせて衆議院再可決が可能となる3分の2を超える325議席を獲得した。また、選挙中から憲法改定を標榜してきたいくつかの政党と併せると、それはかなり現実のものとなったともいえる。国会の議決という面から見ると、4年前まで政権を担当していた時に狙っていた政策を次々に実行していくための絶好の機会が訪れたということである。しかも今回の首相は、以前に首相として日本の右傾化に向かって突進しようとしたその人である。首相就任後、早速歴史を逆戻りさせる発言を繰り返している。消費税の導入、TPPへの加入、原発再稼働等に批判的であった人たちにとっては実にきびしい現実の到来である。

投票日の前日、12月15日に開かれた「さようなら原発世界大集会」で経済評論家内橋克人氏は「明日の選挙で私たちは絶望的な現実をみせつけられるかもしれない」と述べたが、事態はその通りとなった。

(1) 総選挙の結果をどう見るのか

しかし、今回の選挙結果についていろいろな分析がなされ、今後の課題がさまざまに議論されている。

第1に、果たして自民党は国民の信を得たといえるのかという問題である。結論的にいえば、国民は、4年前の期待を裏切り続けてきた民主党にノーを突きつけたのは事実であるが、国民の多くが自民党の政策

を支持したとはいいがたい。

まず、今回の選挙は、投票率59.3%で歴代総選挙中最低であった。しかも、これまでになく無効投票数が多かったといわれている。これは、今回の選挙での国民の選択の戸惑いを示している。今回、選挙区選挙で自民党が獲得した議席数は237で選挙区選挙の議席の79%であるが得票率43%であり、有権者比でいえば25%程度に過ぎない。

政党政治の国といわれるわが国において、その支持状況がより直接に表れるのは比例代表選挙であるが、自民党の得票率は27.6%であり、前回より得票数も比例区の獲得議席も減らしている。

4割の得票で選挙区選挙の8割の議席を占めるのは、小選挙区制のマジックであるが、そこで自民党に票を投じた人たちでさえ、約3分の1は比例区で自民党には投票しなかったのである。

以上のことは、今回の選挙で国民が自民党政治を支持したとは到底いい得ないことを示している。おそらくは、自民党に投票した人たちでさえ、今回の結果に満足ではなくいぶかしさを感じた人が少なくなかったと思われる。

そうした中で、かつてなく小選挙区制という選挙制度に対する疑問が出されている。このことも今回の選挙結果がもたらした重要な一つである。

第2に、選挙前後の大手マスコミの報道の問題である。さまざまな意見があるが、これらマスコミが国民に対して公正な報道をしたとはいいがたく、投票に対してある方向に意識操作をしたとさえ指摘する識者も少なくない。この点では、総選挙前から、消費税問題にしても、TPP問題にしても異常ともいえる偏った報道がなされてきたことを指摘する人も多い。実際に、反原発や、障害者自立支援法反対の運動に参加し

た人たちは、自分たちの活動が故意に無視され、あるいは偏った論評をしていることを肌で感じてきた。その点では、むしろ地方新聞などの方がまともな報道をしてきたといってもよい。ニューヨーク・タイムズ東京支局長のマーティン・ファクラーは、大手マスコミが政・財・官と癒着して「権力の代弁者」を繰り返していると詳細な事実を掲げながら告発している（『『本当のこと』を伝えない日本の新聞』双葉双書 2012）。

(2) 私たちにむけられた課題

今回の総選挙結果は私たちにさまざまな課題をつきつけていると思われるが、特に次の点が重要なのではないだろうか。

第1に、この間の政治の動きについて解明しなければならない課題がある。

4年前に国民の多数の期待を受けて政権の中心にすわった民主党が、なぜあのように次々と国民への約束であるマニフェストを投げ捨ててしまったのだろうか？3年余りの与党としての政策がそれ以前の自民党政治と変わらないものになってしまい、それとの差異を出すために自民党がいつそう右傾化することになってしまったのか、そのようにさせているものは何なのか、明らかにするために議論する必要があると思われる。

それは、今の日本の政治を動かしているものは一体何なのかを探ることもである。日本の農業や保健医療制度を崩す恐れのあるTPPへの参加を求めている勢力は何なのか、福島第一原発の事故の真相も定かではなく、むしろ日本の多くの原発の敷地内に活断層があることが明らかにされつつある中でも原発にしがみつき、推進を図ろうとしているのは誰なのか、国の財政が危機にあり、その危機の打開には消費税しかないと言っているのは本当に正しいのか、

等について議論をしていく必要がある。

同時に、国民の要求を今一度深くとらえ、私たちがよって立つべき課題をはっきりさせる必要がある。4年前に国民はそれまでの自民党中心の政治を変えたいとして新しい道を求めた、その要求は幻だったのだろうか。決してそうではない、今に至るも厳然と存在していると考えべきであろう。今回の選挙からは、そのような要求が実現できる展望が見えにくくなっていることはあるとしても、決してその要求が消えてなくなったわけではない。

第2に、あらためて新自由主義政策について理解を深め、そのもたらしてきたもの、もたらしつつあるものを明確にしていく必要がある。それは、国民の要求の背後にある、国民の生活を苦しめ、ワーキングプアを多く輩出させ、いじめや自殺や昔は考えられなかったような犯罪が多発している元凶は何かを解明していくとくみだともいえる。

20世紀終わりからはっきりした姿を現し、今の社会の中に浸透してきつつある新自由主義政策は、市場原理を取り込み、成果主義と自己責任論を旨とするものであり、その推進に手を貸してきた人でさえも日本社会の不安をもたらしていることを指摘するに至っている（中谷巖『資本主義はなぜ自壊したのか～「日本」再生への提言』（集英社、2008））。

この新自由主義の本質をさらに明らかにする必要があるが、それは人間発達研究所が大切にしてきた発達保障の理念と真っ向から対立するものであることを指摘しなければならない。人間発達、自己実現をすべての人間の権利としてとらえ、その保障を社会的に行うべきであるとする発達保障の思想は、弱肉強食を容認する思想と相容れるものではない。今こそ発達保障の主張を多くの人たちに伝えていく必要があるとい

えるのではないだろうか。

第3に、総選挙結果は多くの人たちを失望させ、展望を見失わせるに十分であるといえるようにみえるが、すでに上記の選挙結果分析などが冷静な判断を私たちに求めている。それだけでなく、私たちはこの間の運動が多く成果を生みつつあることに確信をもつことが求められているともいえる。

先に紹介した原発問題の集会での内橋克人は、選挙結果の予言をしつつも、「けれども、それに負けることなく、あくまでも“原発のない日本”をめざしていかなければならない」として、「脱原発の成果は明らかだ。それは、各地の原発で活断層の調査がおこなわれ、活断層がみつかることである。もうひとつは、原発がなくても私たちは生きていけるということが証明されたことだ」と述べている。

その通りであろう。例えば障害者自立支援法の廃止を求める主張は政府の変質によって後退し、今また自立支援法を推進してきた政治勢力が政権をとったなかで絶望感を抱いている人も少なくない。しかし、障害者福祉の動向について今後の複雑な経緯が予想されるとしても、この間の運動が貴重な、消し去ることができない歴史的成果を生み出してきていることも事実である。

(3) 今後のわが国の運動を考える

一つの特筆すべき例がある。

日本のマスコミの問題点を指摘したマーティン・ファクラーは、大手マスコミが「本当のことを書かない」元凶として、世界でも例のないような「記者クラブ」制度が大きな問題であると指摘して、欧米では、日本の大手新聞のような偏った報道をしたら、読者が黙っていない、だから読者から信頼される報道をしなければならないと述べている。つまり、日本では国民が真実の報道

をせよという怒りの声をあげないことを嘆いているのである。

先に紹介した著書が刊行されたのは2012年7月であったが、それ以後のわが国で特筆すべき新しい運動の前進がみられつつあることもみておかなければならない。

それは、反原発を訴えて毎週金曜日に首相官邸を取り囲むデモが継続的に進められていることである。当初全く無視していた大手マスコミも、その規模が大きくなり、収まる気配がない中で少しずつ報道するようになり、ついには野田首相がその指導者と会見せざるを得ないところまで発展した。このような動きのなかで、原発問題が総選挙の大きな争点となるのが誰の目にも明らかになり、総選挙の第一声に福島を地を選ぶ党首が複数にのぼったのは周知のことである。国民の要求が無視できないところまで運動化する中でそのような動きがもたらされたのである。

この運動は、今後のわが国の運動を考える上でも貴重な教訓をもたらしている。「金官」と呼ばれるデモは、従来からの政党や運動団体が主導したものとは一線を画すものであり、若者や、子連れの主婦や、勤務を終えたサラリーマン、高齢者などが参加するに至った。そして、大手マスコミの報道に代わってそれらを推進する武器となったのは「ネット」であった。若者の政治離れがいわれて久しくなり、「今日の青年の困難は、今の生活そのものの困難と共に、その困難が自分のせいであると思わされている」といわれる中で、デジタル機器を操り、年配層にはなじみにくいようなサウンドを奏でながら、新しい運動の形を作り出しているのである。「60年安保以来」という人もいるこのような運動に大いに注目する必要があるだろう。

5. 生まれてきてよかったと思える安心をつくる、 生きる展望をつくる実践のために

「見えないものを見ようとする事」で、いまの日本においては暮らしの状況や制度などは変わってきているけれども本質的な部分はあまり変わっていないことをみてきた。また、そうではあるけれども、なおそこには私たち国民の深部のねがいは確かに流れ続けていて、いまそれはゆるやかに「意見表明」をしながら動いている。運動につながっている。では、その運動の確信も含めて、私たちは実践上において何に依拠したり留意をする必要があるのか。

貧困は、社会として許容されるものではない。それは、早急に克服しなければならない。南アフリカのアパルトヘイトとたたかいノーベル平和賞を受賞したネルソン・マンデラがいうように、貧困は自然現象ではなく、また貧困の克服は慈善行為でもない。つまり、「それは、人間がつくりだしたもので、人間の行動によって克服し追放することができるもの」である。

ではどうして展望をつくっていくか。今回は少なくとも次のような三点のことをすぐできることとして提起したい。ひとつは今日の貧困をはじめとした子どもの生きづらさについて、「しあわせを生み出す社会につくりかえる責任」とし、決して子どもの責任に帰することにしないということ、ふたつには、お互いを人として尊重することを前提とするということ、みつつには、人をまるごと受けとめる、思いやることである。

- (1) 「生まれながらの格差」の解消——
「しあわせを生み出す社会につくりかえる責任」として

子ども期の貧困というものが、今日深刻な状況になっている。貧困世帯に育つ子どもは、家庭環境・学力・虐待・非行などの面において、そうでない世帯に育つ子どもに比べて「不利」な立場にある。「生活保護を受けている家庭で育つ子どもは、親が働く姿を見ていないから、自分も働かないで、生活保護を受けるんだ」という声も聞く。それは、親が生活保護だからそれを見て生活保護になるのではない。たとえば「15歳時の貧困」は、経済的な貧困から「限られた教育機会」しか与えられないことになる。したがって、早期に社会に出て（中卒・高卒で）職を求めることにつながっていくことになるが、それでは学歴社会の中では「恵まれない職」にしかたどりつけない。そうなることで給料は低く「低所得」を余儀なくされ、結果「低い生活水準」になってしまうことになる。その結果として、生活保護を受けることもあるだろう。結局、子ども期の貧困という「不利」は、子どもがおとなになっても消えることなく貯蓄され、一生背負っていかなければならない「不利」な条件として蓄積されることになるのである。つまり子ども期の貧困は、あとから解消することが困難な「不利」というものになっている。

単に、貧困が世帯間連鎖をしているということをお願いしたいのではない。深刻さが増しているということだ。子どもが生まれたときに、その世帯が貧困世帯であるということ、その子どもが貧困を背負い生きることをほぼ決定づけられてしまう。このような生まれながらにしての格差、「一生の格差」は放置できないし許してはいけない。

子どもの貧困については、子ども自身の責任に帰することはあってはならない。

日本人の心理の根底にある「総中流神話」「機会の平等神話」「貧しくても幸せな家庭神話」というような「神話」が、おとなの（社会の）責任の自覚を「鈍感」にさせたのではないかと阿部彩はいう。

「総中流神話」というのは、たとえ子どもの現在の生活が多少充足されていなくても、他の子どもたちも似たり寄ったりなのだ、だから大丈夫なのだという認識だ。実際はそうではない。「機会の平等神話」は、どんな家庭状況の子でも機会は同じように与えられているのだから、頑張っちゃんと勉強していれば将来は明るくなるし職業的な成功も得ることができるというものだ。しかし、実際はそうはいかない。「貧しくても幸せな家庭神話」は、物的に恵まれていなくても子どもは幸せに育つことができる、戦時中の子どもたちを見よ、中高年は錯覚する。しかし結局のところは、はいあがれることはなくなっている。これらの「神話」は、明らかに矛盾を起している。にもかかわらず、何とかなるものだと考えてしまうところに「鈍感さ」がある。何とかなるのだから、自己責任で何とかするもの、ではそもそもないのだ。

ただし、「自己責任か社会の責任か」という二項対立でなく、社会の構造がどうなのかという根本をまったく見ずに、「自己責任」にのみ原因と課題を帰着させるのはいかがなものかとも考える。そういうふうと考えてしまうから、議論が一面的になっていく。もちろん、この問題は、単なる並列的な問題ではなく、より根源は「社会の構造」にその問題があることを認識することが重要なことなのだ。

そうはいいつつも「生まれてきてよかった」という生きることの喜びの、その出発点においてそもそも格差があってはならな

い。そのために私たちは私たちのもつ「鈍感さ」を自覚して、少子化対策も重要だが、しあわせな子どもを増やしていくための子ども政策に社会として真の意味での「構造」の改革が必要になっているのではないだろうか。

(2) お互いを人として尊重することを前提とする——職員集団や若い家族とむきあう中で——

①アンパンマンの正義へ

アンパンマンの生みの親であるやなせたかし。何気なく見ている「アンパンマン」だが、実はそこには今の社会に必要なものが込められている。やなせたかしが次のように話している。「『アンパンマン』を創作する際の僕の強い動機が、『正義とはなにか』ということです。正義とは実は簡単なことなのです。困っている人を助けること、ひもじい思いをしている人に、パンの一切れを差し出す行為を『正義』と呼ぶのです。なにも相手の国にミサイルを撃ち込んだり、国家を転覆させようと大きなことを企てる必要はありません。アメリカにはアメリカの“正義”があり、フセインにはフセインの“正義”がある。アラブにも、イスラエルにもお互いの“正義”がある。つまりこれらの“正義”は立場によって変わる。でも困っている人、飢えている人に食べ物を差し出す行為は、立場が変わっても国が違って『正しいこと』には変わりません。絶対的な正義なのです」という。救貧的な正義をいいたいわけではない。人間として尊重することが、ずっと変わらぬ正義としてあるということだ。

②「人間に関係したことは、どんなことでも他人事とは思えない」ように

しかしなかなかそれがうまくいかない。人と人がいっしょにものと考え、行動していくことに困難が生まれている。保護者と

保育者の共同，保育者・職員同士の共同，保護者同士の共同をつくるのが難しくなっている。求められているけれども，そう簡単にはいかない。そこには何があるのか。いっしょに弱さを考えあうことが難しい若い世代がいるということがある。

若い世代について中西新太郎は，ちいさいころから「弱みを見せてはいけない」という「訓練」を受けて育ってきたという。

「弱みを見せるということは，自分に対する攻撃をまねくことになる」。だから，自分がたとえ問題を抱えていたとしても，「私はしっかりがんばってやっています」という顔を見せるという。頼ることは弱さのあらわれであり，頼りあわずに，弱みをいたずらに攻撃しあわないような関係をつくっていくことを人間関係のスキルとして学んだ，ともいう。このスキルを崩さない限りは，お互いの弱みを出しあいながらいっしょに考えていくことは実現しない。

「親友にだけは本音が言えない」——普通に考えれば逆のように思うが，現実にはいじめなどの相談の中で子どもたちがしきりに口にする象徴的なことばだという。どんなに親しげに振る舞っていても，ネットで悪口を言われているかもしれない。そういう不安が消えず，常におびえながら生活している姿を象徴している。先にあげた中西は，子ども社会を「創発的」な人間関係で「共感動員」の組織になっているともいう。

「いままで傍から見ても普通に仲良し友だちだった世界がスイッチが押されることで，一瞬の間に，いじめ関係の世界に変わってしまう」ことを「創発的」と言い，プリクラに写っている子どもたちがみんな見事に「盛りあがった」様子で，一人だけそっぽを向いてなど絶対に許されない雰囲気は充滿していて，互いの区別がつかぬほど似たようすの友だち同士に見えるし，またそう見えるよう努力しなければならない組

織が「共感動員」の組織ともいう。それが，いまの子ども社会のなかにある。だから，嫌われたくないから，本音が言えない。自分の意見を言うことは「栄光ある孤立」でとても苦しいことなのだそうだ。継続的で安心できる人間関係というものがないともいえるだろう。本音は隠されていく。そうやって子ども社会を生きている。「居場所」がない。また本音は，おとなにもいえない。大津のいじめ自殺事件は，教育そのもののあり方や教師の問題とともに，子ども社会の，努力してつながるか，孤立するかという，人間的な貧しさが存在している。それは大学生から，ママたちの世代につながっていつているという。2013年1月7日の読売新聞は，孤立した大学生が，インターネットの掲示板で周りから孤立して「ぼっち」と称され，バカにされ「レンタルフレンド」を利用する学生が増えているということを伝えている。

そういう生きづらさをかかえた環境の中で，ある意味適応もしながら生きてきた若い世代の人たち。その若い世代の人たちとともに共同をつくるには，どうすればよいのか。「子どもたちのためにいっしょに考えていこう」では足りないのだと，中西は続ける。「あなたと私は同じ人間として，たまたま同じ職場で尊重しあう関係の中で生きている，尊厳を認め合ってお互いにかかわりをつくっているんですよ」ということがまず基盤として存在しなければならないのだという。それぞれの集団をつくる時に，実感として，自分がしっかり受けとめられているという場所から出発することで，はじめてその先に，いっしょに考えていこうとする可能性がひらかれていく。

1990年代に城丸章夫は「現代の子どもたちは、『人間』に飢えており，何よりも教師に求めています」と，当時の「荒れ」た子どもたちの姿を表現した。近藤郁夫は，

そこに「すべての人に『人間』を求めている」と加えた。今もなお「人間」を求めている子どもたちが続いている。またその時代の子どもたちがおとなになった。つまり、ほぼすべての人たちが、「すべての人に『人間』を求めている」状態でもあるといえる。アンパンマンの正義は、困っている人を助けることから、同じ人間として心を寄せること、感じあうこと、喜びあうこと、楽しみあうことという、みんなが願いとすることへの要求が大きくなっていくともいえるだろう。「人間に関係したことは、どんなことでも他人事とは思えない」そんなことが今必要なのだ。

(3) その人をまるごと受けとめる、思いやること

私が私でいるために、どういう支援が必要なのか。「人間に関係したことは、どんなことでも他人事とは思えない」ためには、何をどう共有をしていくのか。

①まるごと受けとめる

その人をまるごと受けとめることが重要だ、そうよく耳にする。それはどういうことを指すのだろうか。

人間は一人ひとりでは絶対に足りないところがある。それぞれが弱いところをかかえているからこそ共同が必要だし、その力が生きる。その弱いところを「できていないところ」とすると、それは共同を妨げるものになる。誰が悪いのかを追求するのではなく、どこに困難さがあるのかをいっしょに考えるという実感と関係が必要になる。

ストレングス・アプローチは、相談支援の研修でよく主張されるアプローチである。具体的には、利用者の問題点を拾い上げ、その解決を図っていく方法に対して、利用者の能力や意欲、さらには好みや抱負といったことを引き出し、それを伸ばして

いく方法である。評価の視点や基準を多元化することによって、その人への一元的な尺度からのみの支援にならないという点では有効なアプローチであると考えている。が、全体を構成している「できる」-「できない」あるいは「強み」-「弱み」の評価基準がどうなのかを問わずして、個人の評価尺度を多元化していくのは、逆にそのこともその人の一面しか評価しないという結果になりがちではないのだろうか。強みを強化することで弱さが克服できるとも限らない。むしろできないことや弱さや不安を受けとめてもらえることで安心し、だからこそ得手のできることや強みの活用が活きて、その人の自信にもなりうるのではないだろうか。そういう、できない私もできる私も、そんないろいろな私を受けとめてくれる、そういうその人全体をまるごと捉えることが重要なのではないだろうか。だからこそ、かけがえのない私としての自己肯定感が生まれていくものと考えている。

「聞きあえる共同」には、聞きとりにくいお互いの声をききとれるものが必要になる。まるごと受けとめるには、声にできない不安や願いに素直によりそいながら受けとめることがあってまるごとになる。まるごと受けとめることが協同を積み上げることにつながる。

②思いやることがいい——東日本大震災でのこころのケアから——

ある被災地に支援に入ったワーカーの話。支援「する」側という認識があって、「ニーズが見えないし、感じられなかった」。当初の使命感とのギャップを感じ、「疲弊しきった」という。「ニーズが見える」ということは、思っているほど簡単なことではないのだろう。

使命感の前に、まずはひとりの人間としての存在同士として、そこから関係性をつくっていくことが必要なのではないか、そ

う先輩のワーカーからアドバイスを受けた。その意味においては、「寄り添うひと」と「寄り添われるひと」の立場が逆転したり、それぞれの差異があいまいになることが起こってくるし、それはむしろ望ましいことで、そういう人と人の関係性のなかで、相互に相手を思いやることのなかで、ゆっくりと相手に向かって自分が歩みはじめられることこそ、その人のこころの回復力をつくることもある。そういうなかで支援者も目の前の被災者の心の声が聞こえるようになり、自らの疲弊も軽減していく。現にその後のそのワーカーは明るさを取り戻していた。

喪失がもたらすものは、冷たく深く重い。だからこそ、そんな喪失から自分が自分と向き合い、現実を受けとめる存在になるには、目の前の人と思いを交わすことから出発するのもかもしれない。その目の前の人になることが、こころのケアともいえるのではないかと考える。

被災地の避難所は、そのときの社会の縮図のようにも感じる。だからこそ逆にいえば、求められることが見えてくるともいえるかもしれない。被災地における自殺者が増えるのは、時間が経ってもつながらない孤立している人が自殺をしていくのではないか。こころのケアは、つながっていくケアであり、つながっていくことの中で生きる意欲を生み出してもいい。

③依存することで隠れてしまう願い

障害者ヘルパーからの報告である。

これまで月に1,2回余暇支援の経験程度だった重度重複障害のCさん。どちらかというDさんの陰に隠れていて、そんなに自己主張をするというよりはゆっくりついていくといったおしとやかに見えるCさんだった。もちろん言葉は持っていない。車椅子から車への移乗のとき、これからさあ次にごはん食べようか、トイレに行こう

かというときは全身でこれでもかというくらい、支援者の髪の毛を引っ張ったり、全身で抵抗したり……と小さく「反乱」を起こすくらいのかわいらしい存在だった。

そんな彼女が家族の事情で、ほぼ毎週ショートステイ施設を利用することになり、通所施設との往復を送迎支援することになった。その中でひとつ発見したことがあった。

「くちからあぶくを出す＝それは、彼女が支援者である今日の私ととても心が通じ合うような柔らかな表情を見せるとき」ということである。

車でかけるCDをかけながら「この曲は養護学校時代に聞いたことがあるのかな」

「どんな人たちとところを通わせてきたのかな」と考える。これは好きそうだな、これはいやかな、と考えながらわずか30分の支援をつなぐ。「きっと急に眼の前からおかあさんの存在がいなくなって、心細いだろうな。自体が飲み込めず、しんどいきもちだろうな」

知っている曲に出会ったとき、心地よいメロディに出会ったとき、彼女はついでに私の歌声も聞きながら、あぶくを出す。笑わないのだが、私のつなぐ左手をギュッと握り返してくれたりもする。そしてもちろん、嫌いな曲や気に入らないメロディの時には耳を本当にふさいでいる（ように見える）のである。

言葉を発しない人だから、状況を飲み込めない人だから……と支援に気を抜くと、時折とんでもないしっぺ返しに会うこともある。

その一方で、言葉はなくとも、「この人なら安心」「この人なら今の自分の気持ちや不安を受け止めてくれそう」と全身をほぐしながら笑う前の表情、こちらをちらりと眼を配るしぐさ、頭や左手をまさぐるようなしぐさを通して「あんな～、今日こんなことあってん～」「もっとこんなふう

してほしいなあ〜」とでもいいかげん、まるで言葉になる前の言葉を紡いでいる瞬間に出くわすとき、この仕事(ホームヘルプ)のだいご味を感じる。

Cさんもこれまで当たり前と思われていたおかあさんの存在が目の前から数十日間いなくなり、どうしても自分の気持ちに寄り添ってくれる存在を周りに能動的に探さざるを得なくなったのだと思う。これまでおとなしくうずもれていた力が、まるでヘルプの一場面にひょっこりと頭をもたげてきたように、新しい能力として顔を出す。

お母さんが入院前に「ヘルプを経験させておいてよかった」と心からおっしゃったことばが耳から離れない。家族以外の支援をつなぐ、この本領を発揮するのは紛れもなく、Cさん本人であることをまるで今回の経験が証明してくれたかのようだ。

日ごろDさんの陰に隠れていたかにみえていたCさんも本当は「自分の気持ちをもっと聞いて」「私は表情や手を握り返すことやあぶくやイヤイヤのしぐさでしゃべっていたんやで」といつていたのだということに、恥ずかしながら今頃すこしだけ気がついたような気がする。

④乳幼児期における意見表明権を現実のものにする

2005年「乳幼児期における子どもの権利の実施」と題した権利委員会発表の「一般的注釈 第7号」263(p76参照)は、乳幼児の権利が条約成立時を含む今日まで見逃されてきたこと、新生児であっても権利の保有者であることを明らかにして以下のように述べている。

「この権利は、自己の権利の促進、保護、監視への積極的な参加者としての乳幼児の地位を強化する。乳幼児の一家族、地域社会、及び社会における参加者としての一主体性の尊重は、年齢及び未成熟性を理由に、不適当なものとしてしばしば見逃され、又

は拒否されている。……本委員会は、条約12条が、年少の子どもと年長の子ども、双方に適用されることを強調したい。権利の保有者として、たとえ生まれたばかりの子どもであっても、自己の見解を表明する資格を与えられ、それは『子どもの年齢と成熟に応じて考慮される』べきである(第12条第1項)。乳幼児は自分たちを取り巻く環境に非常に敏感であり、そして、自己のユニークなアイデンティティを自覚することに加えて、自分の周囲の人々、場所、生活習慣を大変急速に理解していく。彼らは、話し言葉、書き言葉を用いてコミュニケーションができるようになるはるか以前に、選択し、自分の感情、考え、願いを様々な方法で伝達する」

乳幼児期の子どもの意見表明は、自分自身が存在し、自分なりの欲求や要求をもっているということを他者に認めてさせていく行動であり、意見表明権の行使は、言葉に限らない方法で意見表明をすることによって、おとなの反応を求め引き出し、関係性を築くことである。意見表明権は、子どもがおとなに対して応答を求めるという子どもの能動的な権利であり、堀尾輝久の言葉を借りれば「関係性を作ることを含んで、子どもの権利は存在する」のである。

権利というものは、単にもっているというだけでは現実的ではなく、それが行使・実施されたときに初めて意味をなすものである。乳幼児が保有する意見表明権によって、乳幼児の最善の利益がこれまで以上に保障され、個々の乳幼児が、その存在を常に受容される乳幼児期を送るために、協同者としてのおとなの意識の深化が必要であろう。

(4)「社会を変える」ということ

とはいえ、やはり「社会を変えること」がないと展望は見えてこない。社会問題を

単なる情勢論のように一過性の現象としてとらえるのではなくて、政治・経済制度やライフスタイルの転換といったより根本的な構造変化を必要としている社会の欠陥・矛盾の現われとして考えたときに、個人のところでも、職場や集団や地域のところでも、そして社会においても、何を変えたら「社会を変える」ことになるのだろうか。首相を替える、支配政党を替える、ビジネスモデルを変える、などいろいろ考えられても、いま一つ決定的な感じがしない。

小熊英二は、万人が共通して「これが社会を代表する」と考えているものがない社会になったからだという。たとえば「王が社会を代表する」という通念がある社会では、王を替えることが「社会を変えること」になる。生産関係が社会を代表すると考えるから、王など替えても無意味で、生産関係を変えなければ社会は変わらない。今は多様化が進んで、万人が納得する「社会を代表するもの」が成立しにくい。つまり「社会を変えること」というのは、所属している「われわれ」によって違い、逆にいえば現代では「われわれ」がバラバラになっているから、これを変えれば社会が変わるというものがなかなか見つからないのだという。

一方で今の日本において、誰も共有している意識として、「自分はないがしろにされている」という不安定感があり、この感覚が現代日本の「格差」意識をつくっているという。だから、このことを変えれば「社会を変える」ことになるわけだが、そこには「誰かが変えてくれる」という意識が多くの人に横たわっていて、そのことが変わらない構造を生んでいる、ともいう。したがって、みんなが抱いている「自分はないがしろにされている」という感覚を足場に、対話の場を設けて、意見を俎上に上げ公開し、そこから議論を深めることが重

要になるという。そして、人々の意見は経験と議論の積み重ねによって変化するから、意見を俎上にあげるときには、どの意見が多数派で、どの意見が少数派かといったことはあまり大事ではなく、対話と参加をうながし、社会構造を変え、新しい「われわれ」を作る動きにつなげていくことが大切であって、それしか「社会を変える」ための答えはないというのである。個人のレベルで「選ぶ」のではなく「作る」ことに参加をすることなのだ。

小熊は続ける。「自分で社会を作る」ことは、本当は楽しいことなのだ。今の人々は、この楽しさを忘れかけている。これまで、社長や政治家に「お任せ」だった人々が、流動性の高まりや経済の低迷などで、不満や不安を持つようになった。ところが、そこで「お任せ」の姿勢が変わらないと、「おまえが偉い人なのだから何とかしろ」というクレーマーにしかならないのだ。

そこにあって「人間に関係したどんなことでも、他人事とは思えない」「人はみな仏」「隣人を愛せよ」とすることは、「自分に関係ないと思っていたら自業自得のようにはねかえってくるブーメラン効果を抱えるリスク社会」(ウルリッヒ・ベック「リスク社会」1986年)だからこそ、このことは大きな意味を持つとともに必要なのである。そして、自分で情報を集めて考え自分で行動することで、新しく「社会を作る」ことができる。

「自分を選ぶ」「相手を選ぶ」「政治を選ぶ」「社会を選ぶ」という依存的な関係のなかでの自己決定ではなくて、知識を広げて、社会を照らすローソクの数を増やすことで明るくしながら「自分を作る」「相手を作る」「政治を作る」「社会を作る」こと、主体としてのエンパワーメントと、立ち上がっていくアクティブ化と、人間としてのつながりや協同が今求められてい

る。

そのためには、日常の人間関係の中で「これができていない」「もっとこれができたのに……」とか、「私はこれだけ努力しているのに〇〇は」というような2項対立的な関係性を暮らしのなかにはびこらせておいてはいけない。そうではなく、もっと肩の荷を下ろさせるような「いっしょにいるだけで心地よい」つながりと、「弱さも含めて出せること」あるいはむしろ「よいとこ探し」から協力していくことを見つけていく、そういう眼がある多様で柔軟な実践を、型にはめないで、むしろ若い人たちの感覚から「かたち」にしていくことが必要なのではないだろうか。

それは、ミクロのレベルで目の前の子どももそこで働く私たち自身も「らしく生きる」ということをつくる主体として、そこに踏み出していくこと、そしてそのこととあわせて、職場や地域などにおける集団にあって、同じ人間として尊厳を認め合ってお互いにかかわりをつくっている主体になっていくメゾレベルでの踏み出しが必要なのである。それだけではなく、リーダーシップをどこが担うのか、あるいは中間支援組織（機関）をどこが引き受けるのか、まさにそこも問われているともいえるだろう。さらに「デモ」や選挙等のような、自分たちが安心して暮らす社会や政策を自らが参画していきなり、つくっていくというようなマクロレベルでの運動に「楽しみ」を持って参加していくことも重要なことである。

「見えないものを見ようとする」ことを通じながら「民主主義」を確立し、「静かに」ではなくて、むしろ「音をたてて」新たな人間らしい歴史のページをつくっていききたいものである。

(参考文献, 資料)

- ・阿部 彩 『子どもの貧困——日本の不公平を考える』, 岩波新書, 2008
- ・岩田正美 『現代の貧困——ワーキングプア/ホームレス/生活保護』, ちくま新書, 2007.5
- ・小熊英二 『社会を変えるには』, 講談社現代新書, 2012.9
- ・亀谷和史編著 『現代保育と子育て支援——保育学入門(第2版)』, 八千代出版, 2008年3月
- ・川口 創 『子どもと保育が消えてゆく:「子ども・子育て新システム」と保育破壊』, かもがわ出版, 2012.2
- ・菊池雅洋 『人を語らずして介護を語るな 2——傍らにいたることが許される者』, *HHCS*, 2012.2
- ・近藤幹生 『保育園「改革」のゆくえ 「新たな保育の仕組み」を考える』岩波書店, 2010.1
- ・桜井智恵子 『子どもの声を社会へ——子どもオンブズの挑戦』, 岩波新書, 2012.2
- ・全国保育団体連絡会 『見解・子ども・子育て(新システム)関連法では子どもの権利は守れない:子ども・子育て関連法など社会保障・税一体改革関連法の成立と今後の運動の課題』, 2012.9
- ・内閣府・文部科学省・厚生労働省 『子ども・子育て関連3法案について』, 2012.9
- ・中谷 巖 『資本主義はなぜ自壊したのか——「日本」再生への提言』, 集英社, 2008
- ・中西新太郎他 『いい保育をつくるおとな同士の関係』, ちいさいなかま社, 2010.8
- ・中西新太郎 『人が人のなかで生きてゆくこと』『人とかがわりながら育つ』『ちいさいなかま』2013年1月臨時増刊号
- ・中山 徹 『よくわかる子ども・子育て新システム——どうなる保育所・幼稚園・学童保育』, かもがわ出版, 2010.11

- ・二宮厚美 『保育改革の焦点と争点』, 新日本出版社, 2009
- ・松田茂樹他 『揺らぐ子育て基盤——少子化社会の現状と困難』, 頸草書房, 2010.1
- ・マーティン・ファクラー 『「本当のこと」を伝えられない日本の新聞』, 双葉双書, 2012
- ・宮本みち子 『若者が無縁化する——仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』, ちくま新書, 2012.2
- ・山脇由貴子 『震える学校——不振地獄の「いじめ社会」を打ち破るために』, ポプラ社, 2012.9
- ・脇田 滋他 『「非正規をなくす方法」』, 新

日本出版社, 2012

本基調報告「発達保障の課題 2013」は、人間発達研究所運営委員会の 2012 年度共同研究として取り組んだ。討議には、加藤直樹、中村隆一、西島悟司、村松大治、田村和宏、栗本葉子、山田宗寛、武居誠、高田智行、斎藤賢、坂本彩、小原佳代、山本翔太、黒川真友、嶋村伸子が参加した。2 は黒川が、3 は西島が、4 は加藤が、1 と 5 を田村が担当し、全体のとりまとめを田村が担当した。